

大阪市水道局における内部統制の実施に関する指針を定める規程

制 定 令和3年7月1日大阪市水道事業管理規程第16号

最近改正 令和4年6月17日大阪市水道事業管理規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市水道局内部統制基本規程（令和3年大阪市水道事業管理規程第15号。以下「基本規程」という。）第10条の規定に基づき、大阪市水道局（以下「局」という。）における内部統制の着実かつ効果的な実施を図るための指針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「内部統制」とは、基本規程第2条に規定する内部統制をいう。

2 この規程において「不適切な事態」とは、局の事務の管理及び執行において基本規程第2条各号に掲げる目的が達成されることを阻害し、又は阻害するおそれのある事態をいう。

3 この規程において「内部統制の整備」とは、次に掲げる事項を行うことをいう。

(1) 基本規程第4条から第8条までに規定する内部統制の推進体制によって局の全ての課又は事業所において次に掲げる事項を行うこと。

ア 各課又は事業所の所掌事務に係る不適切な事態の想定及び識別

イ 識別した不適切な事態が生じる要因の分析

ウ 識別した不適切な事態の重大性（当該不適切な事態によって生じる本市又は市民の経済的又は社会的な不利益の程度及び当該不適切な事態が生じる要因の発生可能性の程度をいう。次号において同じ。）の評価

(2) 識別した不適切な事態の重大性に応じて当該不適切な事態の発生を回避するための企業管理規程、規程その他の規準を策定し、当該不適切な事態に係る事務の管理及び執行において適用すること。

4 この規程において「内部統制の運用」とは、内部統制の整備の段階で発生を回避しようとした不適切な事態が生じる可能性が低減されるなど、内部統制の整備の段階で意図した効果が得られるよう内部統制を機能させることをいう。

5 この規程において「内部統制の不備」とは、次のいずれかに該当する状態をいう。

(1) 内部統制の整備が行われていないこと。

(2) 不適切な事態の発生を回避するために策定された企業管理規程、規程その他の規準によっては不適切な事態が生じる可能性が低減されないこと。

(3) 内部統制の整備の段階で意図した内部統制の効果が得られていないことによって不適切な事態が生じたこと。

6 この規程において「内部統制の評価」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 内部統制の整備及び内部統制の運用の状況を確認し内部統制の不備の有無を判断すること。

(2) 内部統制の不備がある場合において、当該不備が本市又は市民に対し大きな経済的又は社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものであるかどうか判断すること。

(3) 内部統制の不備によって不適切な事態が生じた場合において、当該不適切な事態が本市又は市民に対し大きな経済的又は社会的な不利益を生じさせたものであるかどうか判断すること。

7 この規程において「局責任者」、「副責任者」、「部門責任者」、「部門総括責任者」又は「共通業務責任者」とは、それぞれ基本規程第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項又は第8条第1項に規定する局責任者、副責任者、部門責任者、部門総括責任者又は共通業務責任者をいう。

(部門責任者による内部統制)

第3条 部門責任者は、次条から第6条までに定めるところにより、その所管する事務に係る内部統制の整備及び内部統制の運用並びに内部統制の評価を自らの責任において適切に行うものとする。

(内部統制の整備のための支援等)

第4条 部門総括責任者は、部門責任者が行う内部統制の整備に資するため、共通業務責任者と連携し、局の事務のうち、不適切な事態が生じた事務並びに監査委員の監査及び局内監査において意見等が示された事務（監査委員の監査において示された意見等が局の事務でない場合であって局においても同様の事務を管理し及び執行している場合における当該事務を含む。）について、現に生じた不適切な事態及び想定される不適切な事態並びにそれらの不適切な事態の発生を回避するための対応策の標準例を取りまとめ、部門責任者に提供するものとする。

2 共通業務責任者は、その所管する事務に係る共通業務に関し、現に生じた不適切な事態並びに監査委員の監査及び局内監査において示された意見等を踏まえ、必要に応じて当該共通業務に係る規準の策定又は改定を行うとともに、部門総括責任者と連携し、当該共通業務に従事する職員及び当該職員を管理監督する職員に対し、当該共通業務の特性及び業務遂行上の過誤の傾向を踏まえ、過誤等による不適切な事態の発生を回避に向けた情報の提供、研修その他必要な措置を実施するものとする。

3 部門責任者は、その所管する事務のうち第1項の規定により提供を受けた標準例に係る事務に関し、必要に応じて部門総括責任者又は共通業務責任者と連携し、不適切な事態の発生を回避に向けた規準の策定又は改定、当該事務に関する業務に従事する職員及び当該職員を管理監督する職員に対する情報の提供、研修その他必要な措置を実施するものとする。

(不適切な事態が生じた場合の措置)

第5条 部門責任者は、その所管する事務に関し不適切な事態が生じたときは、速やかに内部統制の評価を行い、その結果に基づき内部統制の整備を行うとともに、その内容を部門総括責任者に報告するものとする。この場合において、当該不適切な事態が共通業務に関するものであるときは、内部統制の評価及び当該評価の結果に基づき行った内部統制の整備の内容についての共通業務責任者の意見を併せて報告するものとする。

2 部門総括責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容について評価を行い、必要があると認めるときは部門責任者に対し改善指導を行うものとする。

3 部門総括責任者は、前項の規定による評価の結果、内部統制の不備があり、かつ、当該不備によって生じた不適切な事態が次のいずれかに該当するときは、当該評価の結果及び改善指導の内容を副責任者を經由して局責任者に報告するものとする。

(1) 現に本市又は市民に対し大きな経済的又は社会的な不利益を生じさせたものであると判断されたと

き。

(2) 本市又は市民に対し大きな経済的又は社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものであったと判断されたとき。

4 前項に定めるもののほか、部門総括責任者は、毎年度の四半期ごとに第2項の規定による評価の結果及び改善指導の内容を取りまとめ、当該四半期経過後1月以内に副責任者を經由して局責任者に報告するものとする。

(部門責任者による自己評価)

第6条 部門責任者は、その所管する事務に関し、毎年度、第4条第1項の規定により部門総括責任者から提供を受けた標準例に係る不適切な事態及び当該年度に生じたその所管事務に関する不適切な事態に係る内部統制の評価を行い、その結果を部門総括責任者に報告するものとする。

2 前項の規定による評価を行う時期及び報告の期限は、毎年度、部門総括責任者が定める。

(部門総括責任者による独立的評価)

第7条 部門総括責任者は、前条第1項の規定による報告を踏まえ、当該報告に係る不適切な事態に係る部門責任者による内部統制の評価を行うものとする。

2 部門総括責任者は、前項の規定による評価の結果必要があると認めるときは、部門責任者に対し改善指導を行うものとする。この場合において、当該改善指導が共通業務に係るものであるときは、部門責任者に対する改善指導の内容を共通業務責任者に通知するものとする。

3 部門責任者は、前項の規定による改善指導を受けたときは、速やかに改善措置を講じるとともに、改善状況を部門総括責任者に報告するものとする。

(内部統制評価報告書の作成及び公表)

第8条 部門総括責任者は、毎年度、前条第1項及び第2項の規定による評価の結果及び改善指導の内容を内部統制評価報告書として取りまとめ、当該年度の終了後1月以内に副責任者を經由して局責任者に提出するものとする。

2 局責任者は、内部統制評価報告書の提出を受けたときは、必要に応じて見解を付して、これを公表するものとする。

(局内監査)

第9条 第3条から前条までに定めるもののほか、基本規程第2条各号に掲げる目的をより効果的に達成するため、特定の事務を対象として、当該事務の管理及び執行において基本規程第4条から第7条までの規定による内部統制が有効に機能しているかどうかについて公正かつ独立の立場から監査を行うものとする。

2 前項の規定による監査は、部門総括責任者が行う。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による監査の実施に関し必要な事項は、局責任者が別に定める。

(施行の細目)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、部門総括責任者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月17日大阪市水道事業管理規程第21号）

この規程は、公布の日から施行する。